平成２４年（フ）第３８７号
福岡市南区老司２丁目６番35―403号
破産者　井手ゑみ子
1　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
2　一般調査期日　平成25年３月22日午前10時20分
平成25年１月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０５号
和歌山市中筋日延389番地の15
破産者　宮﨑　順仁
1　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午前10時10分
平成25年１月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８２号
福岡県福岡市南区井尻３丁目20－３－1103号、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂１―17―28―501
破産者　高木　郁夫
1　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午前11時
平成25年１月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８３号
福岡県福岡市中央区清川１丁目12―15　永田方、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂１丁目17番28―501号
破産者　高木マサノ
1　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午前11時
平成25年１月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４号
滋賀県草津市西渋川２丁目11番56―202号
破産者　光明電機こと　安田サヨ子
1　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
2　一般調査期日　平成25年４月12日午前10時10分
平成25年１月18日　　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８９号
京都市伏見区越前町601番地
破産者　窪野　　宏
1　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
2　一般調査期日　平成25年４月24日午後１時30分
平成25年１月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２９２号
大阪市西区江戸堀１丁目10番27号
破産者　ハイドロテック株式会社（旧商号ハイドロテック有限会社）
1　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
2　一般調査期日　平成25年４月11日午後４時
平成25年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００１号
東京都足立区西綾瀬２丁目12番９―102号
清算株式会社　株式会社タケダ商会
代表清算人　武田　重芳
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３０１８号
大阪府堺市西区築港新町２丁５番地
清算株式会社　株式会社ヤマミ
代表清算人　呉　　稔
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３００２号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　藤崎電気株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

平成２４年（ヒ）第３００３号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　マルエス産商株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

平成２４年（ヒ）第３００４号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　三尾建設株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１号
富山市西大泉15番８号
清算株式会社　株式会社ジャクリン
代表清算人　若林　敏樹
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権に対する権利の変更
清算株式会社は、協定債権者から、協定債権の元本、利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２号
神戸市中央区磯上通６丁目１番１号磯上公園ビル９Ｆ
清算株式会社　株式会社ジェイコム
代表清算人　若林　敏樹
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権に対する権利の変更
1　清算株式会社は、協定債権者から、それぞれが有する債権について、
⑴　協定債権の元本及び特別清算手続開始決定の日の前日までの利息・損害金について98.85448％に相当する額（円未満切捨て）
⑵　特別清算手続開始決定日以降の利息・損害金については全額
について免除を受ける。
第２　弁済方法及び端数の処理
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後遅滞なく支払う。
2　協定における弁済は、協定債権者の指示する銀行口座に送金して支払う方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り上げる。
富山地方裁判所民事部

監督命令

平成２５年（再）第１号
金沢市西都２丁目４番地
再生債務者　株式会社東京ストアー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　金沢市大手町15―12　大手町法律事務所　弁護士　塩梅　　修
平成25年１月18日　　金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１１号
愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１
再生債務者　榎本　國宏
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第２３号
大阪市西淀川区御幣島２丁目２番32号
再生債務者　神栄鉄鋼株式会社
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月29日から平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第６号
神戸市中央区加納町４丁目10番21号柏井ビル内
再生債務者　三津田開発株式会社
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月９日から平成25年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部